第１号様式（第７条関係）

**農福連携に取り組む農林業者支援事業補助金交付申請書**

　　年　　月　　日

（宛先）京都市長

**＜申　請　者＞**

|  |  |
| --- | --- |
| 住 所 | 〒 |
| 氏名　　　　 |  |
| 連絡先 |  |

京都市補助金等の交付等に関する条例第９条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

**１　補助事業の計画**

|  |  |
| --- | --- |
| 取り組む補助事業 | * 障害福祉サービス事業所への作業委託
* 農福連携技術支援者等専門人材への相談
* ノウフクJASの取得　　　　　　　　　　　　　（※ 複数選択可）
 |
| 事業内容 |  |
| 着手予定日 | 年　　月　　日 |
| 完了予定日 | 年　　月　　日 |
| 障害福祉サービス事業所への委託内容 | 〈連携事業所名〉〈品　　目〉〈作業内容〉〈作業場所〉　□施設内　　□施設外　　　　　　　（※ 複数選択可）　 |
| 過去の委託実績 | * なし　 □ あり（以下記入）
 |
| 〈連携事業所名〉〈品　　目〉〈作業内容〉 〈作業場所〉　□施設内　　□施設外 　　　　　　（※ 複数選択可） ※事業所が複数ある場合は、事業所ごとに上記項目を記載した書類（任意様式）を添付すること。  |
| 総事業費（税抜） | 　　　　　　　　　　　　円 |
| 補助金交付申請額 | 　　　　　　　　　　　 円　 |

**２　事業経費（消費税を抜いた金額を記載してください。）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業経費の配分 | 経費内容 | 税別金額 | 積算内訳 | 支払予定先等 |
|  | 円 |  |  |
| 合計 | (A)円 |  |  |

**３　補助金交付申請額**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (A)　　　　　　　　　円 | ×１／２＝ | (補助金交付申請額)※千円未満切り捨て　　　　　　　　　　　　　円 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助上限：１０万円

**４　添付書類**

|  |  |
| --- | --- |
| ☑チェック | * 令和４年１月から申請日までの間に農林産物を販売した実績を確認できる

書類（販売伝票等）* 過去に複数の事業所への委託実績がある場合は、その委託内容について記載した書類
* その他市長が特に必要と認める書類（特に指示があった場合）
 |

**【注意】添付書類は必ず添付してください。**

**５　誓約事項**

私は、農福連携に取り組む農林業者支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を申請するに当たり、以下の内容について誓約します。

・申請者は、京都市税及び京都府税の滞納はありません。

・申請者は、農福連携に取り組む農林業者支援事業補助金交付要綱に定める補助対象者の要件を満たします。

・申請者は、京都市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等又は同条第５号に規定する暴力団密接関係者ではありません。

・申請者は、営業に関して必要な許認可等を取得しています。

・その他、京都市補助金等の交付等に関する条例及び同条例施行規則並びに農福連携に取り組む農林業者支援事業補助金交付要綱に定める事項に違反しません。

・補助金交付申請書の記載事項及び関係書類の内容確認を求められた場合は速やかに提出します。なお、根拠資料を提出しない場合又は記載事項が虚偽であった場合は、補助金を一括返還します。

・刑事訴訟法第１９７条第２項に基づく捜査照会等の公的機関からの照会に対して、情報が共有されることに同意します。

・京都市が今後実施する他の補助金事業等との間で、情報が共有されることに同意します。

（記名又は署名）

氏名

第２号様式（第７条関係）

**農福連携に取り組む農林業者支援事業補助金交付決定前着手届**

年　　月　　日

（宛先）京都市長

**＜申　請　者＞**

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 |  |
| 氏 名 |  |

農福連携に取り組む農林業者支援事業補助金交付要綱第７条第２項の規定により、下記のとおり交付決定前に補助事業に着手することを届け出ます。

なお、本件については、下記条件を了承し、今後交付決定がなされなかった場合においても異議を申し立てません。

記

１　補助事業の概要

２　補助事業の着手及び完了予定日

着手　　　年　　月　　日

完了　　　年　　月　　日

３　補助事業の事前着手理由

交付決定前着手に係る条件等

(1)　補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担すること。

(2)　補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

(3)　当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

第３号様式（第８条関係）

**農福連携に取り組む農林業者支援事業補助金交付決定通知書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　京都市指令　　第　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　京都市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当　　　　　）

年　　月　　日付けで申請のありました農福連携に取り組む農林業者支援事業補助金については、京都市補助金等の交付等に関する条例第１０条第１項の規定により下記のとおり交付することを決定しましたので、通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 交付予定額 | 　　　　　　　　　　　　円　　 |
| 交付条件 | １ 補助金は、本事業の目的以外に支出してはいけません。２ 事業実施後に経費支出金額に増額があった場合でも、受給できる補助金の額の上限は、本交付決定通知書に記載のある交付予定額となります。３ 本事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例第３２条の規定により立入調査又は質問をすることがあります。４ 上記各号に違反した場合は、補助金を減額し、又は交付を取り消すことがあります。５ 補助事業等の内容又は経費の配分の変更（市長等が定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長等の承認を受ける必要があります。６ 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長等の承認を受ける必要があります。７ 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長等に報告し、その指示を受ける必要があります。８ その他市長等が必要と認める条件 |

（申請額から減額して交付した場合のみ表示）

|  |  |
| --- | --- |
| 減額理由 |  |
| 教　示 | この決定に不服があるときは、この通知を受け取れた日の翌日から起算して３箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。また、この通知を受け取れた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。 |

第４号様式（第８条関係）

**農福連携に取り組む農林業者支援事業補助金不交付決定通知書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　京都市指令　　第　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　京都市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当　　　　　）

　　年　　月　　日付けで申請のありました農福連携に取り組む農林業者支援事業補助金については、京都市補助金等の交付等に関する条例第１０条第３項の規定により下記のとおり交付しないことを決定しましたので、通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金交付申請額 | 　　　　　　　　　　　　円 |
| 不交付の理由 |  |
| 教　示 | この決定に不服があるときは、この通知を受け取れた日の翌日から起算して３箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。また、この通知を受け取れた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。 |

第５号様式（第１０条関係）

**農福連携に取り組む農林業者支援事業補助金変更承認申請書**

　　年　　月　　日

（宛先）京都市長

**＜申　請　者＞**

住　所

　　　　　　氏　名

 連絡先

　　　年　　月　　日付け京都市指令　　第　　号交付決定通知の補助事業の計画について、下記のとおり変更したいので、京都市補助金等の交付等に関する条例第１１条第１項第１号の規定により下記のとおり申請します。

記

**１　変更後の補助事業の計画**

|  |  |
| --- | --- |
| 変更事由 |  |
| 変更内容 | 変更前 | 変更後 |
|  |  |
| 着手予定日 |  |  |
| 完了予定日 |  |  |
| 農福連携の取組内容 | 〈連携事業所名〉〈品　　目〉〈作業内容〉〈作業場所〉　□施設内　　□施設外　　　　　　　（※複数選択可） | 〈連携事業所名〉〈品　　目〉〈作業内容〉〈作業場所〉　　□施設内　　□施設外　　　　　　　　　　　（※複数選択可） |
| 総事業費 | 　　　　　　　　　　円　　 | 円　　 |
| 補助金交付申請額 | 　　　　 円　　 | 円　　 |

**２　変更後の事業経費（消費税を抜いた金額を記載してください。）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業経費の配分 | 経費内容 | 税別金額 | 積算内訳 | 支払予定先等 |
|  | 円 |  |  |
| 合計 | (A)円 |  |  |

**３　補助金交付申請額**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (A)　　　　　　　　　円 | ×１／２＝ | (補助金交付申請額)※千円未満切り捨て　　　　　　　　　　　　　円 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助上限：１０万円

第６号様式（第１１条関係）

**農福連携に取り組む農林業者支援事業補助金概算払請求書**

　　年　　月　　日

（宛先）京都市長

**＜申　請　者＞**

住　所

　　　　　　氏　名

年　　月　　日付け京都市指令　　第　　号をもって交付決定通知を受けた補助事業について、京都市補助金等の交付等に関する条例第２１条第２項の規定により下記のとおり補助金の概算払を請求します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業内容 |  |
| 交付決定額 | 円　　 |
| 受領済補助金額 | 円　　 |
| 概算払請求額 | 円　　 |

第７号様式（第１２条関係）

**農福連携に取り組む農林業者支援事業補助金中止・廃止承認申請書**

　　年　　月　　日

（宛先）京都市長

**＜申　請　者＞**

住　所

　　　　　　氏　名

　　連絡先

年　　月　　日付け京都市指令　　第　　号をもって交付決定通知があった上記の補助事業について、下記の理由により中止（廃止）したいので、京都市補助金等の交付等に関する条例第１１条第１項第２号の規定により申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 中止（廃止）する補助事業の内容 |  |
| 中止（廃止）する理由 |  |

第８号様式（第１３条関係）

**農福連携に取り組む農林業者支援事業補助金実績報告書**

　　年　　月　　日

（宛先）京都市長

**＜申　請　者＞**

住　所

　　　　　　氏　名

　　　　　　連絡先

年　　月　　日付け京都市指令　　第　　号をもって交付決定通知を受けた補助事業を完了しましたので、京都市補助金等の交付等に関する条例第１８条の規定により下記のとおり事業の実績を報告します。

記

**１　補助事業の実績**

|  |  |
| --- | --- |
| 実施補助事業 | * 障害福祉サービス事業所への作業委託
* 農福連携技術支援者等専門人材への相談
* ノウフクJASの取得　　　　　　　　　　　　（※ 複数選択可）
 |
| 事業実績 |  |
| 着手日 | 年　　月　　日 |
| 完了日 | 年　　月　　日 |
| 農福連携の取組内容 | 〈連携事業所名〉〈品　　目〉〈作業内容〉〈作業場所〉　□施設内　　□施設外　　　　　　（※ 複数選択可） |
| 交付決定通知の額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 総事業費（税抜） | 　　　　　　　　　円 |
| 補助金交付請求額 | 円 |

**２　事業経費（消費税を抜いた金額を記載してください。）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業経費の配分 | 経費内容 | 税別金額 | 積算内訳 | 支払先等 |
|  | 円 |  |  |
| 合計 | (A)円 |  |  |

**３　補助金交付請求額**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (A)　　　　　　　　　円 | ×１／２＝ | (補助金交付請求額)※千円未満切り捨て　　　　　　　　　　　　　円 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助上限：交付決定額

**４　添付書類**

|  |  |
| --- | --- |
| ☑　チェック | □ 各経費の支払を証する書類（いずれも写し可）□ 実績を確認できる写真等□ 専門人材による相談を受けた場合は、その相談記録（日時、場所、相談を受けた内容等）□ その他市長が特に必要と認める資料（特に指示があった場合） |

第９号様式（第１４条関係）

**農福連携に取り組む農林業者支援事業補助金交付額決定通知書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　京都市指令　　第　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　京都市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当　　　　　）

年　　月　　日付け農福連携に取り組む農林業者支援事業補助金に係る実績報告書について内容を審査した結果、京都市補助金等の交付等に関する条例第１９条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付額を決定しましたので通知します。

　つきましては、交付額に基づく請求書を提出してください。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定通知書の年月日及び文書番号 | 　年　　月　　日　京都市指令　　第　　号 |
| 交付額 | 円 |